

宇部工業高等専門学校いじめ防止基本方針

(平成27年2月3日制定)

【基本方針】

- 基本理念：一人ひとりが尊重され、一人ひとりが目標に向かって安心して学べる宇部高専
- いじめ禁止：いじめをさせない、許さない、見逃さない
- 学校・教職員の責務：基本理念のもと、いじめの防止と早期発見に努める

【いじめの防止】—学校におけるいじめの防止

- 1) いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの防止等の対策のための学校組織の設置
 - ・学生委員会（委員長：学生主事）を設置し、当該学生の学級担任、学生相談室等と連携し、いじめ防止等に対応する。
- 2) 教員の指導力向上
 - ・学生主事は、いじめの防止等に関する講演会を開催し、教員の意識啓発に努める。
 - ・教員は、学内外の研修会等を活用し、いじめに関する指導上の留意点等に対する理解を深め、対応力の向上に努める。
- 3) 学生の人権意識、道徳的実践力の育成
 - ・学生主事は、いじめ防止や人権教育の充実を図るため、学生のための講演会等を開催する。
 - ・教員は、授業・ホームルーム活動・課外活動・学生会活動等を通して学生の共感的人間関係を育成する。
 - ・学級担任は、ホームルーム、情報モラル講習会等を通して学生への注意喚起に努める。
- 4) 家庭や地域社会、関係機関との連携
 - ・保護者会や授業参観、後援会総会等の機会を利用して保護者や後援会との連携に努める。
 - ・学生主事は、いじめ防止等に関する学外会議等に積極的に参加し情報収集に努め、地域との連携に努める。
- 5) 学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・校長は、学生に対しては、合同ホームルーム等の場で、教員に対しては、年度初めの教員会議等の場で、いじめに関する学校いじめ防止基本方針を周知する。
 - ・保護者に対しては、学校だより、後援会会報等を利用して、いじめに関する学校いじめ防止基本方針を周知する。
- 6) 取組の評価
 - ・学生委員会は、いじめに関する学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を検証するとともに、必要に応じて後援会役員会に報告し、意見を求める。

【いじめの早期発見】—早期発見のための措置

- 1) 教職員による観察や情報交換
 - ・教職員は、学生のささいな変化に気づくように十分な目配りに努め、担任連絡会、学年会議、学科・科の会議等を利用して情報共有を行う。
- 2) 学生・保護者・地域からの情報提供
 - ・学生がいじめに気づいた場合は、相談しやすい方法で速やかに知らせよう指導する。
 - ・学生・保護者等にホームページや意見箱等の活用を周知するとともに、学内外からの申し出についても迅速に対応する。
- 3) 定期的ないじめ調査や個人面談の実施
 - ・定期的なアンケート調査を実施し、ストレスや悩み等について、きめ細かな把握に努め、学級担任等と連携して支援する。
 - ・学級担任・学生相談室・学生部は、必要に応じて個人面談を実施し、学生の実態把握と支援に努める。

4) 相談体制の整備や相談機関の周知

- ・学生相談室は、日常的に学生の相談やカウンセリングを実施する。
- ・学外の専門家（スクールカウンセラー・臨床心理士等）の活用により、学内の相談体制の充実を図るとともに、学生相談室や保健室の利用等について広く周知する。
- ・ホームページ・掲示物・学校だより等を利用して、学校以外の相談窓口等について継続的に周知する。

【いじめに対する措置】—実際の対応

1) いじめの発見や相談を受けたときの対応、いじめの事実調査

- ・教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で発見者がその行為を止める。その上で、当事者の氏名を確認し、速やかに学生委員会メンバーに連絡する。
- ・教職員が学生や保護者からの相談や訴えを受けた場合は、真摯に耳を傾け、当事者の了解を得た上で、速やかに学生委員会メンバーに連絡する。
- ・連絡を受けた学生委員会メンバーは、学生部に報告する。
- ・学生主事は、校長に報告し情報を共有するとともに、事実関係の調査を実施する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめと疑われる行為があると学生部が判断した場合、いじめを受けた学生や通報者の安全を確保し、保護者等とも緊密に連絡し、対応する。

2) 組織的対応

- ・学生委員会は、学生部によるいじめに関する事実確認等の調査を踏まえて、校長に報告する。
- ・学生委員会では、必要に応じて学外の組織・専門家（警察・スクールカウンセラー・弁護士等）と緊密に連携し、対応する。
- ・重大事態が生じた場合は、本校のリスク管理室（責任者：校長）が、学外の組織・専門家、後援会会長・副会長と連携し、対応する。

3) いじめを受けた学生やその保護者への支援

- ・いじめを受けた学生の授業等に関わる柔軟な対応等や学生の心のケアについては、教務委員会・学生相談室を中心に支援を行い、いじめを受けた学生をいじめから守る。
- ・学生部及び学生相談室は、必要に応じて今後の対応等について保護者との面談を行う。
- ・学生の状況に応じスクールカウンセラー等の専門家の協力を得る。

4) いじめた学生やその保護者への対応

- ・学生部は、いじめたとされる学生から事情聴取を行い、いじめが確認された場合、いじめを止めさせる。その上で、ネット上の不適切な書き込み等があれば直ちに削除する措置をとり、必要な場合は、学生の処分審議手続きに基づき、処分を行う。
- ・一定の教育的配慮のもと、処分期間中及び処分解除後も継続して適切な指導を行い、必要に応じて学生委員会・学生相談室等と連携した対応を行う。
- ・保護者に対して、継続的な助言を行う。

5) 集団への対応と働きかけ

- ・教職員は、はやし立てたり面白がる学生は、いじめている当事者と同等であること、また、いじめについて知りつつ、何もしない、あるいは周りで見ているだけの学生に対しては、いじめている当事者と同等であるとの認識を持てるように指導し、あわせて教職員に対して相談する勇気を持てるように指導する。
- ・教職員は、学生は互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるように指導する。

6) 継続的な指導

- ・学級担任をはじめ教職員は、いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い必要な指導を行う。

※ 学生部は、学生主事、学生主事補及び学生課学生係から構成される。